



目 次

議案番号	件 名	頁
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第2号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第4項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月16日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和7年11月20日、東名高速道路上り用賀料金所手前4km付近を走行中の公用車が、片側3車線の左車線から中央車線に車線変更したところ、右車線から中央車線に車線変更してきた車両と接触し、双方の車両が破損した事故に対する損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 113,094円

2 損害賠償の相手方 【略】